

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新たな外国人材の受入れによる共生社会の実現及び市内の産業振興に資するため、市内事業者が多様な文化、就業形態等に対応するための環境整備に要する経費等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 外国人材 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民のうち、市内に住所を有する者で、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）別表第1の2の表のうち、特定技能又は技能実習に係る在留資格をもって在留する者。
- (2) 受入企業等 出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項に規定する特定技能所属機関又は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第6項に規定する実習実施者をいう。
- (3) 監理団体等 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第23条第1項の許可を受けた者又は出入国管理及び難民認定法第19条の23に規定する登録を受けた者

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に事業所を有し、新たな外国人材を受け入れる受入企業等のうち、市税の滞納がない者とする。ただし、資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては、5千万円、卸売業を主たる事業とする者にあつては1億円）を超える者及び常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする者にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人）を超える者を除く。

2 前項に掲げるもののほか、市内に事業所を有し、外国の送出国機関その他の国外の地域の民間事業者段階における包括的な連携体制の整備（以下「グローバル・パートナーシップ事業」という。）を行う監理団体等のうち、市税の滞納がない者とする。

(補助金の算定対象期間及び補助額)

第4条 補助金の対象となる外国人材の受入れ人数の算定対象期間は、毎年1月から12月までとする。

2 補助金の額は、下記のとおりとする。

- (1) 算定対象期間中の新たな外国人材の受入れ1人目 50,000円
- (2) 算定対象期間中の新たな外国人材の受入れ2人目 40,000円
- (3) 算定対象期間中の新たな外国人材の受入れ3人目 30,000円
- (4) 算定対象期間中の新たな外国人材の受入れ4人目 20,000円

(5) 算定対象期間中の新たな外国人材の受入れ5人目以降 10,000円

3 前項の規定にかかわらず、補助事業が次の表に該当するときは、その該当する対象経費に対する当該補助額とする。

事業区分	対象経費	補助額
グローバル・パートナーシップ事業	消耗品費、使用料、賃借料、旅費、通信費、広告宣伝費、荷造運賃、手数料、委託料	定額（ただし、500千円を上限とする。）

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する補助事業を実施する場合にあっては、補助金の交付を受けようとする者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、次の表のとおりとする。

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条の規定による書類	遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付申請書（グローバル・パートナーシップ事業） 1 市税納税状況等確認同意書 2 監理団体の許可又は登録支援機関の登録を証する書類の写し	第1-4号 第1-2号	令和5年12月31日
規則第8条第1項の規定による書類	遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付申請取下げ届出書	第2号	交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内
規則第12条第1項の規定による書類	遠野市外国人材受入等支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 一号特定技能外国人支援計画又は技能実習計画の写し（中止又は廃止の承認申請にあっては不要） 2 特定技能外国人又は技能実習生の名簿（中止又は廃止の承認申請にあっては不要） 3 市税納税状況等確認同意書（中止又は廃止の承認申請にあっては不要）	第3号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から30日以内
規則第13条第1項の規定による書類	遠野市外国人材受入等支援事業費補助金請求書 1 事業実績書	第4号 第1-5号	別に定める日

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、補助金の交付の申請をした者に通知する。

2 市長は、規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により前項の規定による補助金の

交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から補助金の変更又は中止若しくは廃止の承認の申請があったときは、その内容を審査し、遠野市外国人材受入等支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助事業者が規則第15条第1項に規定する事項以外に補助金の交付決定又は交付を取り消すべき事由が生じたと認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（グローバル・パートナーシップ事業に関する規定等の失効）

2 第2条第3号、第3条第2項、第4条第3項及び第5条第2項の規定並びに様式第1-4号及び様式第1-5号は、令和6年3月31日限りその効力を失う。

別表（第5条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条 の規定による 書類	遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付申請書 1 市税納税状況等確認同意書 2 住民基本台帳確認同意書 3 特定技能雇用契約又は技能実習計画認定通知書の写し 4 一号特定技能外国人支援計画又は技能実習計画の写し 5 特定技能外国人又は技能実習生の名簿	第1-1号 第1-2号 第1-3号	受入企業等が新たに受け入れる外国人材と雇用契約を締結した日から概ね30日以内
規則第8条 第1項の規定による 書類	遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付申請取下げ届出書	第2号	交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内
規則第12条 第1項の規定による 書類	遠野市外国人材受入等支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 一号特定技能外国人支援計画又は技能実習計画の写し（中止又は廃止の承認申請にあつては不要） 2 特定技能外国人又は技能実習生の名簿（中止又は廃止の承認申請にあつては不要） 3 市税納税状況等確認同意書（中止又は廃止の承認申請にあつては不要）	第3号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から30日以内
規則第13条 第1項の規定による 書類	遠野市外国人材受入等支援事業費補助金請求書	第4号	別に定める日

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付申請書

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 新たに受け入れる外国人材

	フリガナ 氏 名	国籍 (国又は地域 名)	生年月日 (西暦)	性別	受入開始 年月日	算定対象 期間中 における外 国人材受 入数
1		年 月 日		年 月 日	人目
2		年 月 日		年 月 日	人目
3		年 月 日		年 月 日	人目
4		年 月 日		年 月 日	人目
5		年 月 日		年 月 日	人目

注 記入欄が不足する場合は、行数を適宜追加して記載すること。

3 添付書類

- (1) 市税納税状況等確認同意書
- (2) 住民基本台帳確認同意書
- (3) 特定技能雇用契約又は技能実習計画認定通知書の写し
- (4) 一号特定技能外国人支援計画又は技能実習計画の写し
- (5) 特定技能外国人又は技能実習生の名簿

様式第1-2号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名

市税納税状況等確認同意書

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金の交付の申請に係る審査のため、市税の納税等に関する情報を確認されることについて同意します。

様式第 1 - 3 号 (第 5 条関係)

年 月 日
Year Month Day

遠野市長 様
To the Mayor of Tono City

住居地 _____
Address in Japan

氏 名 _____
Name

(氏名欄は、自筆で記入してください。)
(Please put your own hand-written signature in the signature section.)

住民基本台帳確認同意書
WRITTEN CONSENT FOR AGREE TO CHECK
THE BASIC RESIDENT REGISTER

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付申請に係る審査における住民基本台帳確認のため、住民基本台帳に関する情報が確認されることについて同意します。

I agree with the Mayor of Tono City (include city officials) collect personal information of the basic resident register for make an environment for accepting technical interns with subsidies from the city.by my company.

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付申請書
(グローバル・パートナーシップ事業)

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業計画

(1) 相手国(地域)

(2) 事業概要

(3) 補助対象経費 (単位:円)

経費区分	予算額	備考
合計		

3 添付書類

(1) 市税納税状況等確認同意書

(2) 監理団体の許可又は登録支援機関の登録を証する書類の写し

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金事業実績書
(グローバル・パートナーシップ事業)

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金事業が完了したので、遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業計画

(1) 相手国(地域)

(2) 事業概要

(3) 補助対象経費 (単位:円)

経費区分	予算額	精算額	備考
合計			

3 添付書類

(1) 領収書等支払いを証する書類

(2) 事業の様子を撮影した写真

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付で申請した遠野市外国人材受入等支援事業費補助金の申請について、遠野市補助金交付規則第8条第1項の規定により取り下げます。

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった遠野市外国人材受入等支援事業費補助金について、変更（中止、廃止）したいので、次のとおり変更（中止、廃止）することについて申請します。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更後の補助金の額（中止又は廃止の承認申請にあつては記入不要）

- (1) 変更前 金 円
(2) 変更後 金 円

3 新たに受け入れる外国人材

	フリガナ 氏 名	国籍 (国又は地域 名)	生年月日 (西暦)	性別	受入開始 年月日	算定対象 期間中 における外 国人材受 入数
1		年 月 日		年 月 日	人目
2		年 月 日		年 月 日	人目
3		年 月 日		年 月 日	人目
4		年 月 日		年 月 日	人目
5		年 月 日		年 月 日	人目

注1 記入欄が不足する場合は、行数を適宜追加して記載すること。

注2 変更箇所は、見え消しし、その上段に変更後の内容を記載すること。加筆する場合は、当該箇所を下線で示すこと。

4 添付書類（中止又は廃止の承認申請にあつては不要）

- (1) 一号特定技能外国人支援計画又は技能実習計画の写し
- (2) 特定技能外国人又は技能実習生の名簿
- (3) 市税納税状況等確認同意書

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金請求書

遠野市外国人材受入等支援事業費補助金について、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金請求額 金 円

3 振込先

(1) 金融機関名及び支店等名

(2) 預金種別 普通・当座

(3) 口座番号

(4) 口座名義（フリガナ）

4 交付決定 年 月 日付け 第 号

様

遠野市長



遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記事業の補助金について、下記のとおり交付（却下）の決定をしたので、遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金の交付条件（却下の場合は、その理由）

- (1) 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助金の交付に係る証票、書類等は、補助金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保存すること。

様

遠野市長



遠野市外国人材受入等支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認（不承認）通知書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定し、年 月 日で変更（中止、
廃止）承認申請のあった標記事業の補助金について、下記のとおり変更（中止、廃止）の承認を
します（しません）ので、遠野市外国人材受入等支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定
により、通知します。

記

1 補助金交付決定額

- (1) 変更前 金 円
(2) 変更後 金 円

2 補助金の交付条件（不承認の場合は、その理由）